■懲戒制度の見直し（案）

懲戒請求者

国土交通省
利害関係人
士　協　会
各種委員会
会　　員

【懲戒規程第7条第2項】
会長は、懲戒請求があった場合以外でも、会員に懲戒の事由があると思料するときは、綱紀委員会に対してその調査を命じなければならない。

懲戒の請求

都道府県不動産鑑定士協会

会長は、調査の結果、懲戒相当と判断が出た段階で、綱紀・懲戒委員会（仮称）に審査命令を出すのと同じタイミングで被請求者が所属する士協会に対して、懲戒処分等の検討要請を常任委員会の調査報告書を付して送付する。

会　　長

懲戒調査命令

調査結果報告（下記④）

懲戒審査命令

審査結果報告（下記⑤⑥）

業務執行理事会

理事会

懲戒の決定

（戒告・会員権の停止の場合）

総　　会

（除名の場合は要承認）

会長

不服審査制度については当分の間定めず、委員会内での審議過程で被請求者からの弁明等の機会を可能な限り確保することに努める。

処分の通知・公表の時期についてはもう少し具体的に規程の中で決定してはどうか。
（例：理事会承認から10日以内他）

懲戒請求者
（結果の報告・公表）

- 被請求者への通知
- 処分公表（会員宛）
- 士協会への報告
- 国土交通省報告

被請求者の処分開始の始期は士協会等の懲戒処分状況等も考慮して決定する。

懲戒事案については、定期的に国土交通省との間に報告の機会を持つべく努める。

新聞記事等で会長判断により調査命令が出される場合には顧問弁護士（場合によっては法律事務所等の民間機関に調査を依

第一次調査により、現地調査等詳細な調査の必要性を認めない場合、第一次調査のみで、結論を出し、会長に報告する。

綱紀・懲戒委員会（仮称）

・委員数13名以内。うち外部委員は弁護士・学識経験者から2名。（常任委員会議は案件毎にプロジェクトチームを構成し調査する。）
・47士協会の懲戒担当委員又は担当役員原則各1名ずつ専門委員として予め選任。（選任は委員会。委嘱者は委員長。）案件に応じて参画する。

常任委員会議（仮称）

① 第一次調査（群細な調査の実施有無の判断）
② 第二次調査（現地調査・事情聴取）
③ 常任委員会の案件見解取りまとめ・調査報告書の作成

※ 会議には訴訟に発展した場合の対応や調査依頼等を想定して必要に応じて顧問弁護士に参画いただく。
※ 必要に応じて参考人（基準解釈等）の意見を聞く。
※ 専門委員は当会議の意思決定には参画する。（全体委員会にはオブザーバー参加。議決権なし。）
※ 現地調査は常任委員数名（対象地がある地域選出の委員を含む）及び専門委員でPTを組成して実施。

全体委員会

④ 案件調査結果報告（審査を行うか否かの決定）
・案件調査で常任委員会議が左記②不要と判断した場合で委員会が必要と判断した場合には常任委員会議に差戻し。（この場合、常任委員会議は左記②から実施）
・審査を行うことを決定した場合は引続き審査期日を決定する。
・審査を行わない場合はその旨会長に報告。委員会での取扱いは終了。

⑤ 陳述聴取・事情聴取（懲戒処分相当か否かの決定）
・被請求者に対して陳述聴取（弁明の機会）を付与。
・陳述聴取の結果、処分を行わない場合はその旨会長に報告。

⑥ 審決・処分量定の決定（原案は常任委員会議で作成）

案件調査にあたっては、個別案件ごとに調査に適した専門委員を活用していくことによって調査スピードを上げるものとする。
（委員任期の関係上委員になることができない会員であっても、過去の案件調査の手腕を買って、案件調査を要請することはあり得る。）

現地調査等、案件調査にあたっては、事務局内においても担当課を一元化して案件を通して取り扱えるようにすることによって、案件処理の素スピードアップに努めるとともに、過去の経験等により懲戒案件をこなしてきている嘱託職員の活用を進める。

現行制度では、綱紀委員会と懲戒委員会がそれぞれ独自の調査権（綱紀委員会は懲戒相当か否かの判断のための調査、懲戒委員会は懲戒処分を行う事由を特定するための調査等）有しているが、委員会を統一することにより、常任委員会会議での問題点の指摘事項がほぼそのまま懲戒有無及び処分量定のの判断材料となる。

■会員倫理・懲戒に係る委員会間の連携強化

会員倫理等に関係すると思われる鑑定評価監視委員会、鑑定評価基準委員会（指針及び倫理規程等を所管）、綱紀・懲戒委員会（仮称）、等が合同して、①毎年の倫理研修の実施内容、②必要に応じた倫理規程・懲戒規程の改正、③懲戒審査基準等の作成、④問題行為に対する問題点の改善・注意喚起の公対外的な公表（公益目的事業）等を検討するための連絡会を開催し、意見交換を行う。

※上記連携については研究センターも連絡調整等で一定の関与がある。